

# 前IASBボードメンバー Paul Pacter氏に訊く ～「中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs)」 の現状と将来について～



前IASBボードメンバー Paul Pacter

公認会計士 こ み やま みつる  
小見山 満

公認会計士 せき かわ ただし  
関川 正

IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター たけむら みつひろ  
竹村 光広



左から、関川 正氏、小見山 満氏、Paul Pacter氏、竹村光広氏

本誌では、国際会計基準審議会（IASB）の前理事である Paul Pacter 氏の来日を機に、「中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs)」をテーマとして、Pacter 氏、公認会計士の小見山 満氏、関川 正氏、IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクターの竹村光広氏にお集まりいただき、Pacter 氏へのインタビューを実施開催した。

インタビューではIFRS for SMEsに関し、なぜIASBがIFRS for SMEsを開発したのか、IFRS for SMEsの範囲及び概要、各国のIFRS for SMEsの適用状況、IFRS for SMEsの今後などについてお話を伺った。是非ご一読いただきたい。

(機関紙編集委員会)

## I はじめに

竹村 皆様をご紹介します。Paul Pacterさんは大変長きにわたり会計基準設定に関与されてきました。米国財務会計基準審議会（FASB）で多くの基準に関与し、国際会計基準審議会（IASB）のディレクターとして中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）の策定と普及に務められ、さらに、2012年12月まではIASBの理事を務めていらっしゃいました。現在はIASBのコンサルタントとして、いくつかの特別プロジェクトに参加されています。最近関与した大きなプロジェクトの1つが、各国のIFRS適用の状況を分析するプロジェクトです。

小見山 満さんは、日本公認会計士協会（JICPA）の副会長を務めていらっしゃいました。また、IASBのSMEワーキング・グループのメンバーとしてIFRS for SMEsの策定の議論に参加されました。

次に、関川 正さんは、JICPAの常務理事を務めていらっしゃいました。

関川 Pacterさんには、私がプロジェクト・リーダーを務めていたタイ国への会計支援プロジェクトの一環で、2004年にバンコクで、IFRS for SMEsについて開催したセミナーにお越しいただいたときに初めてお会いしました。2004年6月に、IASBがSME向け基準についてのディスカッション・ペーパー<sup>1</sup>を公表した後だったと思います。

その後、主要経済圏におけるSMEの会計について私がリサーチを行っていたとき、メールや電話会議で各国の状況やキー・パーソンを教えて

いただき大変助かりました。

竹村 再会を祝いつつ、本日の本題であるIFRS for SMEsに移りたいと思います。では、座談会を始めたいと思います。

## II IASBがIFRS for SMEsを開発した理由

小見山 IASBがIFRS for SMEsを開発した理由をお聞きかせください。まず、世界各国での中小企業の財務諸表と監査の関係についてお話しくださいませんか？

Pacter 世界の多くの国では、その国のすべての企業が財務諸表を作成することが法律により義務付けられています。財務諸表の監査が要求される国も多くあります。今、私が住んでいる香港には約110万の企業があり、それらすべての企業は、財務諸表を作成し、監査を受けることが法律により義務付けられています。欧州には約2,500万の企業があります。そのうち約800万の企業が、財務諸表を作成し、法定監査を受けることを法律上求められます。私の出身の米国では、財務諸表の作成を要求される企業は多くありません。約2,800万ある企業のうち、米国証券取引委員会（SEC）登録企業、銀行とその他いくつかの企業だけです。しかし、ほとんどの国ではSMEであっても財務諸表の作成が法律上要求されています。これは、公共の利益に関する問題であり、IASBというよりは各国政府の問題です。SMEの債権者が良い財務情報を入手できることは公共の利益であるといえます。債権者は、請求書を送ったらそれに対する支払いが行われるかを知りたいと考えます。そのSMEが十分にお金を持っているかどうか。それを知

る方法は、その会社の財務諸表を見ることか、財務諸表に基づいて付けられたその会社の信用格付けを見ることのいずれかとなります。銀行が、SMEにお金を貸すにあたり、利息が每期期限に支払われるか、元本が返済されるかを知りたいと考え、その企業の財務情報を見たいと思うでしょう。これらの公共の利益のために、多くの国で政治家は、すべて又は多くのSMEに対して財務諸表を作成することを要求してきました。

また、ここ10年、2000年から2010年にかけて、完全版IFRSを自国の基準として採用する国の数が増えました。あるいは、自国の基準がIFRSと同じ又は近くなるように基準のコンバージェンスが図られてきました。完全版IFRSは、公開資本市場のニーズを満たすために策定されたものであり、現在では3,800頁以上になっています。完全版IFRSは、複雑な会計上の論点を取り扱っています。というのも、公開企業には、複雑な取引があるからです。

小見山 3,800頁以上の完全版IFRSは複雑ですね。IFRS for SMEsは、監査を受けなくてはならないSMEからの要請で開発されてきたのですか？

Pacter あるとき、財務諸表の作成を要求されているSMEが、完全版IFRSには対応できないといい始めたのです。SMEは、100人や200人の従業員数では、3,800頁にものぼるIFRSを読み、理解し、正確に適用するための人材を確保することができないと主張しました。世界の小規模の上場企業も同じ状況にありました。日本や米国だけを考えてはいけません。トリニダード・トバゴやエクアドルやエルサルバドルなどでは、

100名以上の従業員がいる上場企業が1つか2つしかありません。アフリカの大部分も同じです。このように、SMEから、完全版IFRSの負担が大きく、コンプライアンスの問題が生じているとの懸念がIASBに寄せられるようになりました。

また、SMEの財務諸表の利用者のニーズを満たしていないとの主張もありました。SMEの財務諸表の利用者は、5年又は10年後の利益、株価予想や時価総額には関心がありません。彼らの関心は、短期のキャッシュ・フロー、流動性や支払能力です。そのため、SMEは、SME向けの基準を別に策定することをIASBに要請しました。一部の国では、独自でSME向け基準の開発を始めていました。良いものもあれば、あまり良くないものもありました。一国で良い基準であっても、各国間でみると比較可能性が乏しいものでした。当時、多くのSMEが国際的な販売や国際的な資金調達を行うようになっていました。そうした企業が、すべてのSMEのニーズや能力に合った簡素化された基準が必要であるとIASBに要請しました。

長くなりましたが、これが、IASBがIFRS for SMEsを開発することを決定した理由です。

### Ⅲ IFRS for SMEsの範囲

#### 1 IFRS for SMEsの利用者

関川 IFRS for SMEsを開発するにあたり、どのようなグループを利用者として想定していたのでしょうか？

Pacter 主に、貸手と債権者の2つのグループです。今の質問により幅広く答えるとすれば、「会社

に資源を提供する、会社の経営者以外の人たち」です。

経営者は対象ではないのかと聞く人もいました。経営者は、SMEの財務諸表の最大の利用者ではないのかと。それに対してIASBは、SMEの財務諸表の唯一の利用者がその会社の経営者である場合、IFRS for SMEsは必要ないだろうと答えました。経営者であれば、事業経営に必要な情報を判断して財務資料を作成することができます。したがって、利用の対象者は、外部の資源提供者、すなわち貸手、債権者であり、場合によっては一部の一般投資家やベンチャー・キャピタルが含まれます。

税務当局も外部の利用者ではないかと考える人もいるかもしれませんが、税務当局は資源を提供しません。また、税務当局には独自の情報ニーズがあります。税務当局は自身が求める情報を企業に要求することができます。

#### 2 一般目的財務諸表

関川 外部の資源提供者を利用者として想定されたということは、IFRS for SMEsは一般目的財務諸表の作成のために策定された基準なのですね。

Pacter そのとおりです。特別目的財務諸表ではありません。だからといって、IFRS for SMEsで作成された財務諸表が経営者にとって有用ではないということにはなりません。経営者にとっても良い情報が多く含まれていると思います。そして、その財務諸表が税務当局にとって有用ではないということにもなりません。IFRS for SMEsに基づく利益から、各国の税法に定められる課税所得への調整は容易に行うことができます。IASBは一般目的財務諸表に焦点を

置いています。世界の大多数の国のSMEには銀行借入があります。SMEの大多数が銀行借入をしていますので、ほとんどのSMEには外部の利用者がいることになります。世界銀行のROSC (Reports on the Observance of Standards and Codes) レポート<sup>ii</sup>では、発展途上国及び新興市場を含む100か国以上の会計規則や実務が分析されています。一貫して述べられているのは、会計処理が不適切であれば、SMEは、資本へのアクセスや資本コストにおいて不利益を被るというものです。情報の質が改善される結果、銀行が十分な情報に基づいて融資の決定を行うことができれば、SMEの資本へのアクセスはもっと改善されることになります。



前IASBボードメンバー

Paul Pacter氏

#### 3 情報ニーズ

竹村 SMEに対する資金提供者の情報ニーズは、上場企業に投資を行う投資家の情報ニーズと少し異なるとおっしゃいました。

Pacter そう思います。

竹村 情報ニーズはどのように違うのでしょうか。中小企業の貸手と債権者は主に短期的なキャッシュ・フロー情報を見たとおっしゃいましたが、ほかにどのようなことがあるのでしょうか。



**Pacter** IFRS第7号「金融商品：開示」を例に取りましょう。ご存じのとおり、IFRS第7号は、上場企業、銀行、保険会社の財務諸表利用者のニーズを満たすために、金融商品に関する膨大な開示を行うことを求めています。IFRS第7号の開示では、短期的なキャッシュ・フローの情報はあまり得られないと思います。財務諸表には、人々が将来の利益を予測できるようにすることを目的とした膨大な量の情報が開示されています。SMEに融資を行う銀行は、実際には稼得利益を予測しません。銀行が知りたいのは、キャッシュ・フローです。ある銀行は、IASBが基準の開発を行うにあたり、損益計算書は残してもよいが、本当に知りたいのはキャッシュ・フロー計算書だといっていました。発生主義会計が分からなくても、現金については分かるので、現金について知りたいのだと。各国で開発されたSME向け基準があまり良くないと先ほど私がいった理由は、各国のSME向け基準の多くはキャッシュ・フロー計算書を要求していないからです。例えば、香港ではIFRS for SMEsを採用していますが、自国の基準もあります。従業員が50人以下の零細企業に関わるその基準の下では、キャッシュ・フロー計算書は要求されません。貸手がいついたことに、短期キャッシュ・フローと短期債務を知りたいというものがありません。SMEにとって繰延税金は非常に難しい問題でした。多くのSMEは対応する必要性はないと考えていました。しかし、貸手にとっては、将来2、3年の間に戻し入れられる繰延税金は知りたい情報でした。というのも、企業のキャッシュ・フローに影響が及ぶからです。

**竹村** 貸手は、長期繰延税金は気にしないけれども、短期繰延税金については知っていたらいいという事ですね。

**Pacter** そのとおりです。

**小見山** 私も同感です。

**Pacter** そうした状況を認識した上で、基準を開発しました。しかし、何も無いところから基準の開発を開始したわけではありません。完全版IFRSを出発点としました。完全版IFRSから、太文字の部分（要求事項）を抜き出し、トピックごとに並べ替え、そしてIASBにおいて、原則1つひとつについて審議を行いました。これはSMEに適切ではない、これは難しすぎるからもっと簡素化しよう、これは取り除こうといったようにです。ですから、IFRS for SMEsは完全版IFRSに基づいています。完全版IFRSを参照しなくても良いという点では独立しているのですが、概念から新たに作成したものではありません。

#### 4 IFRS for SMEsの範囲

**竹村** 次に、範囲について伺いたいと思います。SMEとは中小企業のことですが、私が最初にIASBにスタッフとして入ったとき、この基準の名前をどうするかという議論がありました。「公的説明責任（public accountability）を負わない企業向け」にするのか、ほかの名前にするかといった議論でした。SMEが何を指すのか、この基準をどの企業に適用すべきか、というのは難しい問題だと思いますので説明していただけますか？

**Pacter** IASBは、企業が公的説明責任を有する場合には、完全版IFRSを使用しなければならないという原則を定めました。すなわち、

企業が国民に広く報告を行う義務を有している場合には、完全版IFRSを使用することになります。公的説明責任を有する場合として、IASBは2つの要件を定めました。1つは、上場企業であること、もう1つは、外部の多くの人からお金を預かる金融機関であることです。IASBは、それ以上は規定しないことにしました。

2004年6月のディスカッション・ペーパーにおいて、IASBは適用範囲に関連する論点を提起しました。IASBは、電力会社などの公益事業会社を適用範囲に含めるかを聞きました。これらの企業も公的説明責任を有しているのではないか、という考えに基づきます。通常、各地域において電力会社は1つしかありません。その電力会社が経営不振に陥れば、電力は供給されなくなってしまいます。電話会社、ガス会社も同様です。IASBの最終的な結論は、電力会社が使用する会計基準は各国が決めるべきというものでした。

また、IASBは、その国の経済の中で規模の大きい企業の適用についても質問しました。例えば、ある発展途上国では、大規模な非上場企業が2つか3つしかなく、それらの企業が倒産すると国の大部分の経済に影響が及ぶ可能性がある場合を想定します。この場合、そうした企業には完全版IFRSの使用を要求すべきでしょうか？ IASBは、この場合でも、そのような企業が使用する基準はそれぞれの国が決めるべきであると判断しました。

このほか、IFRS採用企業の子会社についても検討しました。親会社がどんな理由であれ完全版IFRSを使っている場合、その子会社も自動

的に完全版IFRSの使用を要求するべきでしょうか？ 私たちは、それは違うと考えました。子会社レベルで公的説明責任があるかどうかを判断すべきです。これらの検討の結果、1つの原則に行き着いたのです。

規模に関する数値基準を要求する声もありました。IASBは国ごとに数値基準を設けることができると結論を下しましたが、例えば、ナミビアと日本の両方で機能するような数値基準を設けることは可能ではないとIASBは考えました。数値基準に基づく日本では零細企業とされる企業が、ナミビアでは大企業の1つかもしれません。したがって、数値基準は設けないことにしました。「SME」という呼び方にしたのは、世界の多くの国で広く使われている言葉だからです。IASBは、SMEという言葉で、単純に「公的説明責任を有しない企業」を意味するものとして使っています。売上が10億ドルの企業でも、上場していなければ、IFRS for SMEsの観点からすると公的説明責任はありません。もちろん、各国レベルで、大規模の非上場企業に完全版IFRSの使用を要求することはできます。現在、IFRS for SMEsを採用している国は80か国ありますが、数値基準を設けているのは2つか3つの国だけです<sup>iii</sup>。

## IV IFRS for SMEsの概要

### 1 認識・測定の簡素化

小見山 次に、認識と測定の簡素化について伺いたいと思います。私はSMEワーキング・グループのメンバーを務めていましたので、Pacterさんが簡素化に多くの時間と労力を費やされたことを知っています。こ

の簡素化についてご説明いただけますか？ 簡素化の方針とはどのようなものだったのでしょうか。また、完全版IFRSの頁数は約3,800頁で、IFRS for SMEsの頁数は230頁だけです。完全版IFRSの規定を最低限に留めることについてはどのような工夫をされましたか？ ご説明いただければと思います。



公認会計士 小見山 満氏

Pacter 分かりました。先ほど申し上げたように、出発点は完全版IFRSでした。完全版IFRSの各原則の1つひとつについて、SMEにとってその原則が目的適合的であるか、その原則が貸手や債権者にとって有用な情報を提供するものであるか、そしてその原則に従う負担やコストは大きすぎないかどうかを検証していきました。

まず目的適合性があるかどうかです。検証の結果、SMEにとって目的適合性のないトピックがいくつかありました。例えば、セグメント報告ですが、ほとんどのSMEには1つの事業しかありません。次に1株当たり利益です。これは長期的な株価を予測するための情報です。また、SMEは期中報告や四半期報告を行わないため、これらの報告も目的適合性がないと考えました。ほかにも2

つか3つのトピックに関し、それらを検討する必要はないと判断しました。

また、前述のトピック以外のすべての原則について、その原則によって目的適合的な情報が生み出されるかどうか、そして、その情報を生み出す負担が大きいかどうかを検討しました。

### 2 のれんの償却

小見山 それでは、利害関係者の意見を調整しながら、簡素化を目指した最終版のIFRS for SMEsについて、具体的な例を挙げてご説明いただけますか？

Pacter 日本にとっても注目の話題であるのれんの償却を例に取りましょう。

SMEへの貸手である銀行は、のれんが貸借対照表に計上されているかどうかは気にしない、計上されていたとしても貸付の担保とみなすことができる資産ではないためその影響を除去する、といました。のれんを償却した場合、キャッシュ・フローに影響を及ぼさないため、損益に加算し直すというのです。財務諸表の利用者である銀行が、企業がどのような会計処理をしようと、のれんは無視するといっているのです。

次に作成者です。IFRS第3号「企業結合」には、のれんの償却を禁止し、毎年減損テストを行うことを要求する原則があります。減損テストを行うということは、非常に複雑です。SMEは、どのように再計算すればよいか分からない、また代わりに会計事務所に評価してもらってもそのお金もないといいました。実際には、のれんは永久に貸借対照表に計上されたままとなります。一方、SMEは、のれんを償却したい

し、帳簿から消去したいのです。償却すればよいと主張した企業もあれば、直接資本から控除すればよいと主張した企業もありました。

最終的に、のれんは10年間にわたり償却することで妥結しました。これは、利用者のニーズとSMEの能力の両方を考慮した結果です。

### 3 持分法の選択肢

**Pacter** 次に、関連会社に対する投資を例に取りたいと思います。IFRS for SMEsでは、減損モデルと併せて取得原価（減損損失控除後の取得原価）で測定することを認めています<sup>34</sup>。貸手は、持分法ではキャッシュ・フローについての有用な情報はほとんど得られないといいました。

**竹村** 持分法によって良い情報が得られないのはなぜでしょうか。

**Pacter** 貸手が理解できない発生計上額の集まりだからです。他の企業（投資先）で発生計上したものを（投資元である）会社が計上するだけの会計処理なので、その情報はキャッシュ・フローを評価する際には役立たないのです。

**竹村** そして、その金額から配当を決定することはできませんね。

**Pacter** そうです。一方、貸手は、関連会社に対する投資の公正価値の情報は、投資を売却して得られる現金が分かるため、有用であると発言しています。しかし、IASBは、上場企業に対して要求していないにもかかわらず、SMEに対して、すべての関連会社を公正価値で測定するよう求めることはできませんでした。公正価値測定を要求できなかったこと、また、銀行が持分法はあまり有用ではないといっていたことを受けて、結局、取得原価を減損テストと併せて使うことを認めたのです。こ

れも利用者のニーズと費用・便益を考慮した簡素化の一例です。

このように、1つひとつの原則を取り上げ、審議を行い、ワーキング・グループから助言を受け、一般からのアドバイスも募集しました。2004年6月のディスカッション・ペーパーにはいくつか予備的見解がありました。その1つが開示だけを簡素化し、認識及び測定は変更しないというものでした。ディスカッション・ペーパーに対する意見は、認識や測定の原則を簡素化しないで、一部の開示だけを削除するということは、検討するだけ時間の無駄であるというものでした。

### 4 利用者のニーズ

**関川** IASBの審議又は基準策定の過程において、銀行協会など、特に意見を聞いた利用者の代表グループはあったのでしょうか？

**Pacter** 銀行家とは何回か討議の場を設けました。例えば、ドイツの銀行家はとても有益な情報をくれました。ドイツの社会は非常に組織化されています。ドイツには、融資を行う前に銀行は財務諸表を見なければならぬと定めた法律が存在します。銀行の融資担当者が財務諸表を見なかった場合、その担当者は法律に違反していることとなります。法律で要求されているため、良い財務諸表が必要なのです。

英国のある銀行のSME向け融資責任者に会ったとき、その責任者は、銀行の方針として、貸付の金額が25万ポンド以下の場合、通常、財務諸表を見ないと説明しました。その銀行にはスコアリング・シートがあり、SMEが10年間その銀行に口座を持っており、以前借入を行っていてデフォルトしたことがなく、融資に関連し

て一定の口座を持っている場合、財務諸表を見ないで融資を行うということでした。分析を行うには、費用がかかりすぎるとその責任者は話していました。このように、2つの国の状況はそれぞれ異なるものでした。

南アフリカの銀行家は、IFRS for SMEsが適用される前、SMEからまともな情報は得られなかったと話していました。彼らは、融資を行う際に良い情報を見られるのは良いことだといっていました。

このように利用者の意見を聞き入れるようにしました。総じて、利用者をIASBのデュー・プロセスに参加させることは簡単ではありません。銀行家と意見交換できたことは私たちにとって、とても有用でした。SMEのワーキング・グループには、ベルギーの銀行の融資担当者、カナダの銀行の融資担当者、ほかにも2人ほど参加していました。

### 5 開発費

**関川** 完全版IFRSとIFRS for SMEsとの間で処理に違いがある別の例に、開発費があると思います。IFRS for SMEsでは開発費はすべて費用計上されますね。その決定の背景についてご説明いただけますか？

**Pacter** 分かりました。完全版IFRSは、すべての研究費を費用計上し、商業的に成功する製品ができると確信が持てる時点まで、開発費を費用計上することを求めています。確信が持った時点から開発費の資産化を開始します。SMEは、商業的に成功する製品であるかどうかを判断することはできないといいました。また、商業的に成功する製品であるというややく確信したときには研究開発費の90%を使っているというような状況が起こることが考えられます。



残りの10%を資産化することに何の意味があるでしょう。利用者はそれによって何が分かるのでしょうか。「現在10億使って、そのうち9億は費用計上しており、1億は貸借対照表に計上されている。実際には10億使って商業的に成功する製品ができた」というように、過去に遡ってすべてを説明するのであれば有用かもしれません。しかし、資産化された1億だけでは何も伝えることができません。これが理由です。SMEは、そのような数字は何の意味も持たないといっていました。銀行は、その情報を基に融資を行うことはなく、本当に知りたいのはその製品がどのような物か、そして、その製品からどのくらいの収益が得られると見込まれるかであると話していました。したがって、すべてを費用計上するという単純な方針にしました。その点について、IASBは、現在行っているIFRS for SMEsのレビューの一環で再検討し、すべてを費用計上する現行の処理を維持することを決定しました。

**関川** 根拠の出発点は異なるかもしれませんが、IFRS for SMEsと日本の会計基準は、のれんや開発費の処理が似ています。とても興味深いです。

**Pacter** 以前FASBに勤めていたとき、私は研究開発費の会計基準であるFASB基準書第2号を書きました。1975年の基準ですが、すべて発生時に費用計上するとしていますので、IFRS for SMEsと同じですね。

## 6 独立した基準書

**小見山** 次に移ってもよろしいでしょうか。IFRS for SMEsが独立した基準書である点についてです。この点について少しご説明いただけますか？

すか？

**Pacter** IASBが最初に考慮しなければならなかった問題としては、完全版IFRSで取り扱ったトピックをIFRS for SMEsで取り扱っていない場合に、SMEがそのトピックに直面した場合にどうすべきかということです。完全版IFRSは3,800頁で、IFRS for SMEsは230頁であることを考えれば、当然のことながら完全版IFRSには含まれているものの、IFRS for SMEsには含まれていない事項が存在します。そのような場合、SMEはどうすればよいのでしょうか？

IASBは、2004年6月にディスカッション・ペーパーを公表した際、SME向け基準で取り扱われていないトピックについては、完全版IFRSを参照することを要求する提案をしました。それに対するSMEの反応は、「うまくいかない」というものでした。2つの基準を知らなければならぬとすると、230頁に加え、3,800頁を理解しなければならないということです。これは、完全版IFRSを用いる大企業よりも、SMEに対してより多くを求めることとなります。よって、IASBは考え直して、IFRS for SMEsは「独立した文書（基準書）」にすべきであり、SMEに対してどのような場合も完全版IFRSを参照するよう求めないことを決定しました。

**小見山** 「独立した基準書」ということは、IFRS for SMEsだけを見れば、完全版IFRSを見なくても回答が得られるようにしたということですね。そのことによる弊害はありませんでしたか？

**Pacter** 大手会計事務所に問題を引き起こしました。大手会計事務所は完全版IFRSとIFRS for SMEsの両

方の業務を行っています。SMEであるクライアントが、「IFRS for SMEsを見たものの、期中報告について何も書かれていない。半期報告を行いたいと思うが、自分が思う方法で半期報告を行うつもりである」といったとします。IFRS for SMEsでは、IAS第34号「期中財務報告」を参照することを求めています。しかし、監査人はIAS第34号の存在を認識していますし、また、その内容を理解しています。そこで、SMEのクライアントの期中報告が、IAS第34号に従っていないとします。この場合、監査人はどうすればよいのでしょうか。IFRS for SMEsを独立した文書とすることから生じる問題を恐れるのは、このSMEの期中報告が完全版IFRSに完全には準拠していないと知っている監査人です。

しかし、それに対して私がいいたいのは、完全版IFRSに準拠しなければならないという要求事項は存在しないという点です。IASBは、貸手や債権者のニーズに合ったIFRS for SMEsを策定しました。私たちが求めているのは、ニーズに合ったSME財務諸表が作成されることです。これが独立した基準の意味です。すなわち、IFRS for SMEsは完全版IFRSを参照するよう要求されることはないということです。

**関川** 私は日本の公的機関に対する監査をしています。その経験から、IFRS for SMEsが独立した文書であることはとても良いことだと思います。日本の公的部門に係る会計基準では、当該基準に定めがない場合には、民間部門の会計基準を参照しなければならないとされています。それは、民間部門の会計基準に何か変更が加えられた場合に、それ



公認会計士 関川 正氏

が公的部門の組織の会計に何か影響を与えないかを常に注意深く検討しなければならぬことを意味しています。実務者の観点からすると、基準が独立した文書であることは歓迎すべきことです。

**Pacter** メキシコやイスラエルなどの国では、自国の会計基準の中で、自国の会計基準で扱われていない論点については、US GAAPを参照するよう求めていました。それらの国のSMEが、17,000頁にのぼるUS GAAPを理解しなければならなかったのです。実際に理解していた企業はいませんでした。

**竹村** 私の理解が正しければ、IFRS for SMEsにおいて、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」は、「独立した文書」の例外的取扱いですよね？

**Pacter** IFRS for SMEsには、完全版IFRSを参照する要求事項は存在しません。

**竹村** IAS第39号の適用の選択肢があるということですか？

**Pacter** そうです。選択して適用することができます。IAS第39号には、金融資産について満期保有・売却可能・純損益を通じた公正価値・貸付金及び債権という4つの区分が

あります。IFRS for SMEsは2つの区分を採用しています。IFRS for SMEsはIFRS第9号「金融商品」よりも数年前に策定されたのですが、IFRS第9号は実はIFRS for SMEsをモデルに策定されたものです。IFRS第9号が公表される前まで、IFRS for SMEsの金融商品に関する要求事項は、上場企業に求められるIAS第39号よりも厳しいことになりました。というのも、上場企業には満期保有と売却可能の2つの区分が残されていたからです。そのため、IAS第39号がIFRS第9号に置き換わるまで、すなわち、売却可能の区分が取り除かれるまで、SMEが満期保有及び売却可能の区分を引き続き使用したいのであれば、IAS第39号の使用を認めることを決定したのです。その後、IFRS第9号では売却可能の区分を復活させ、しかも、リサイクリングを追加する可能性があります<sup>\*</sup>ので、IFRS第9号はIAS第39号よりも複雑な基準になる可能性があります。これが、IFRS第9号又はIAS第39号を参照できるオプションを含めた経緯です。

## 7 開示の簡素化

**関川** 次に、開示について伺いたいと思います。現在、完全版IFRSを使用している企業のアニュアル・レポートは100頁から150頁以上に及びます。IFRS for SMEsを適用している典型的な企業の財務諸表は何頁くらいになるのか教えていただけますか？

**Pacter** 100頁から150頁というのは頁数が少ない方かもしれません。一昨年の報告ですが、IFRSを使っているある金融機関のアニュアル・レポートは450頁もありました。配達員が配達しなかったそうで

す(笑)。その金融機関は、昨年のレポートを250頁まで減らしたことを誇りに思っているようです。

IASBは、IFRS for SMEsを公表したときに、モデルとなる財務諸表も公表しました。この財務諸表は、数値と注記を記載した本物の財務諸表です。この財務諸表は26頁であり、長いものではありません。私がこれまで見てきた実際のIFRS for SMEsの財務諸表はこれよりもずっと少なく、12頁から15頁ほどです。100頁と比べればずっと少ないですね。これは、完全版IFRSと比べてIFRS for SMEsの開示が約10%であるという事実を表わしています。

## 8 教育のための資料

**小見山** IFRS for SMEsは完全版IFRSが濃縮されたものであり、独立した基準書であることから、IFRS for SMEsが、IFRSを初めて学ぶ人たちの最初のステップとしての良い教材になると思いませんか？

**Pacter** そう思います。南アフリカでは、IFRS for SMEsが、ほぼすべての大学の会計基礎コースの必須テキストになっています。南アフリカにはカリキュラムを決める委員会があり、すべての生徒が教科書としてIFRS for SMEsを買うことになっています。これに講師が質問や問題を付け足します。IFRS for SMEsは素晴らしい学習ツールだと思います。会計について知りたい多くの人にとって、IFRS for SMEsだけを読めば十分だと思います。つまり、会計士や監査人になりたいのではなく、事業やマーケティング、製造業での仕事に就きたい場合、IFRS for SMEsだけを学べば、基本的なIFRSに基づく財務諸表を十分に理解することができます。結論の根拠の第68項に、



資産、負債、損益の認識と測定に関して、完全版IFRSとの主な違いが10ほど挙げられています。IFRS for SMEsと結論の根拠のその項を読めば、完全版IFRSについてもほぼ理解できるのです。

竹村 私も同感です。今日、Pacterさんとお話する機会があるということで、IFRS for SMEsを読みました。読み始めたところ、完全版IFRSを理解するための良い資料になると感じました。完全版IFRSを読むことはとても大変です。大学生がIFRS for SMEsから勉強を始めれば、非常に分かりやすいと思います。

Pacter IASBはIFRS for SMEsに関して、無料の研修資料<sup>iv</sup>を作成しました。基準のセクションごとに研修モジュールが1つ割り当てられています。したがって、35の研修モジュールで構成されています。各モジュールには、完全版IFRSとの比較が1頁あります。その頁では、結論の根拠の第68項よりも多くの項目が挙げられています。今お2人とお話しして発想を得たのですが、それらの比較をすべて脚注に記したIFRS for SMEsを刊行してもよいかもしれませんね。そうすれば、IFRS for SMEsを読むたびに、完全版IFRSとの差異を確認することができるようになります。これは、とても有用な教材になるかもしれません。いずれにせよ、完全版IFRSとの差異を書き出していますので、その35頁を抜き出して1つのファイルにして、IFRS for SMEsと合わせれば、とても良い教材になりますね。それらの研修資料には、例示、問題と回答、ケース・スタディー、多くの事例が含まれていますので、教科書としてよいと思います。

## V 各国のIFRS for SMEsの適用の状況

### 1 英国

竹村 次のトピックに移りたいと思います。国・地域の状況、特にIFRS for SMEsの各国・地域での適用状況の調査の結果について伺いたいと思います。例えば、英国について教えていただけますか？

Pacter 分かりました。英国のアプローチについてお話ししましょう。英国は50年以上、会計基準を開発してきた歴史があります。英国の会計基準はFRS (Financial Reporting Standards) と呼ばれ、すべての企業に適用されていました。10年か12年ほど前、この基準はIFRSとほぼコンバージェンスを達成していましたが、これに対してSMEは、FRSに対応することはできないと主張し始めました。そのため、英国ではFRSSE (Financial Reporting Standards for Smaller Entities<sup>vii</sup>) という独自のSME向け基準を策定しました。頁数は180ほどで、FRSSEには、連結に関するオプション、繰延税金に関するオプション等、いくつかのオプションが含まれている点が異なりますが、それ以外はほぼIFRS for SMEsと同じです。

その後、欧州において、上場企業に関しては完全版IFRSを使わなければならないとの決定が下されました。これは欧州連合 (EU) の法律です。その結果、英国には3つの基準が存在することになりました。上場企業に関してはIFRS、非上場の大規模・中規模企業に関してはIFRSとほぼ同じであるFRS、非上場で従業員が50人以下の小規模企業<sup>viii</sup>に関してはFRSSEです。非上場の大

規模企業はIFRS for SMEsを使いたいと不満を漏らしていました。そのため、50年以上かけて策定したFRSを廃止し、IFRS for SMEsに置き換えることが提案されました。政治的な論争となりましたが、最終的には、FRSをIFRS for SMEsに置き換えました。彼らは、FRSSEをさらに数年間は維持することを決定しました。彼らは、FRSSEを直ちに廃止することは政治的な理由からできないと考えました。

また、従業員が50名を超えるものの非上場の企業に関して、IFRS for SMEsを採用するにあたり、残念なことに、基準にいくつか変更が加えられました。IASBウェブサイトにある66か国の調査結果の中から英国の結果をダウンロードすれば、SMEのセクションに英国が行った変更が書いてあります<sup>ix</sup>。このように英国はIFRS for SMEsを完全に採用したとはいえません。その新しい基準 (FRS第102号<sup>x</sup>と呼ばれる) を読むと、95%はIFRS for SMEsと同じですが、5%だけが変更されていることが分かります。それが現在の英国の状況です。

さらに、状況を少し複雑化することに、英国はIFRS採用企業の子会社に関して、IFRSに従うことができることにしました。ただし、親会社が違う会計方針を使っている場合、親会社の会計方針に従うことができることにしたのです。すなわち、IFRS採用企業の子会社が、SME向けの限定的な開示<sup>xi</sup>を行う場合、その子会社は開示以外はIFRSに従わなければならない。

このように、英国には現在4つの基準があります。IFRS、IFRS採用企業の子会社のためのSME向け開示

を定めたIFRS、IFRS for SMEsに変更が加えられたもの（FRS第102号）、そしてFRSSEです。ちなみに一番上の階層は、純粋なIFRSではありません。EUによって採択されたIFRSです。4つの基準がありますが、どれもIFRSではありません。

**竹村** 英国の非上場大規模企業はなぜ英国のFRSではなく、IFRS for SMEsを適用したいと考えたのでしょうか？

**Pacter** FRSの使用を求められていた企業の大半が、2つの理由からIFRS for SMEsを使用したいと考えていました。1つ目の理由は、財務諸表の作成が容易になるからであり、2つ目は、財務諸表が理解しやすくなるからです。

**竹村** 将来、企業が上場する場合に完全版IFRSに移行しやすいということもありますか？

**Pacter** 実際には、ほんのわずかな非上場企業しか上場しません。例えば欧州には2,800万の企業がありますが、そのうち2012年にIPOを実施した企業の数をご存じですか？265社です。

**竹村** 少ないですね。

**Pacter** このように、IFRS for SMEsを使っている企業のうち、完全版IFRSに移行する、あるいは移行を要求される企業数はわずかです。私がある国の責任者であるとして、上場検討中の企業が、将来完全版IFRSの使用を考えているなら、最初から完全版IFRSの採用を勧めるでしょう。さらに踏み込んで、国の中で経済的に重要な企業であるならば、完全版IFRSを使うべきだということかもしれません。国内総生産（GDP）の重要な割合を占める企業であるならば、その企業が上場して

いるかどうかは関係ありません。個人的見解ですが、公的説明責任があるので、完全版IFRSを使うべきです。

## 2 欧州

**関川** 欧州全般についてお聞きしたいと思います。EUは、欧州全域の非上場企業向けの会計基準としてIFRS for SMEsが適切かどうかを数年前にレビューしたと思いますが、その状況について教えていただけますか？

**Pacter** 欧州では、IFRS for SMEsにある意味関係したプロジェクトがこの2年間で3つ実施されました。1つ目は、欧州の企業に適用される会計上の最低限の要求事項を定めた第4及び第7会計指令の改訂です<sup>ii</sup>。会計指令の改訂にあたり、彼らはIFRS for SMEsに近いものにしていました。

2つ目は、SMEの負担を減らすプロジェクトです。先ほど申し上げたように800万の企業はEUの法律により、GAAPに基づく財務諸表を作成し、監査を受けることが要求されています。監査を要求すれば、小さな会計事務所や個人の会計士は、仕事が増えることになります。一方、SMEにとっては負担が増えるので好ましくありません。EUは、財務諸表の作成を要求される企業数を少なくしたいと考えましたが、結局、問題を各加盟国に委ね、加盟国はほとんど何も行動を起こさないという結果になりました。

3つ目ですが、非上場企業に関して、IFRS for SMEsを承認すべきかどうかを決めるプロジェクトです。これに関して、公開意見公募を行いました。19の加盟国がIFRS for SMEsを容認することに賛成しました。6の加盟国は禁止すべきだと考えまし

た。現在、EUの法律では、先ほど説明したように、上場企業を除く企業に対して第4及び第7会計指令に従って会計処理を行うことが求められています。上場企業に関しては、それらの指令の代わりにEU採択IFRSが適用されます。EUでは、IFRS for SMEsを強制しない場合、選択適用することは可能かどうか議論されました。そこで問題になったのが、IFRS for SMEsが第4及び第7会計指令と整合しているかどうかです。IFRS for SMEsは230頁あり、そこには何千かの原則が規定されています。欧州指令には何千かの原則が含まれています。欧州委員会は、IFRS for SMEsと欧州指令の比較を弁護士に依頼しました。また、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）にも同じことを依頼しました<sup>iii</sup>。最終的に、IFRS for SMEsとEU法との間に6つの差異が特定されました。欧州には、会計規制委員会（ARC）と呼ばれる別の委員会があります。そのARCが、その6つの差異をレビューし、そのうちの4つはIFRS for SMEsにおいてオプションであり、欧州の企業がオプションの1つを選択すれば欧州指令と整合していることになるとして、それらは本当の差異ではないと判断しました。その結果、IFRS for SMEsとEU法の違いは2つに絞られました。この2つの差異は次のようなものです。

EU法では、のれんの耐用年数が分らない場合、5年にわたって償却することが要求されます。IFRS for SMEsでは10年です。また、EU法では、株主が新株を引き受けたものの、支払いを行っていない場合、未収金を借方計上し、資本を貸方計上しなければなりません。IFRS for

SMEsでは、資本を貸方計上する一方で未収部分は資本に対する控除項目として借方計上します。すなわち、発行された株式を計上し、未収分を減額します。私が以前、SMEのプロジェクト・マネージャーを務めていたとき、株式の引受人がその会社に支払う法的な義務を負う場合、それは債権ではないのかとIASBにいいました。法律によって支払いが義務付けられているにもかかわらず、通常の債権とは何が違うのでしょうか。しかし、IASBはそれを資本の控除項目とすることにしました。他方、EU法は、それを資産として取り扱うことを求めています。未収株式払込金がある企業はどのくらいあるのでしょうか。それほど多いとは思えません。欧州の2,800万のSMEのうち、わずかでしょ。

しかし、フランスとドイツはIFRS for SMEsに反対しました。結局、EUはIFRS for SMEsを適用する選択肢として正式に採択しませんでした。禁止しているわけでもありません。EUではIFRS for SMEsを使用している企業もあります。それが現在のEUの状況です。

ただし、IFRS for SMEsが日本語に翻訳されたように、IFRS for SMEsはフランス語に翻訳されています。ドイツでもイタリアでも翻訳されています。反対した国であっても、IFRS for SMEsに何らかの将来性を感じているのだと思います。翻訳することを決定して、お金を使ったのですから。

## 公的説明責任のある 企業の財務諸表が VI IFRS for SMEsに準拠 していると記述する ことの禁止

関川 各国・地域における適用状況のほかの側面について伺いたいと思います。日本では、小規模上場企業もIFRS for SMEsを適用できるようにすべきだという意見があります。Pacterさんは先ほど、企業が上場している場合、その規模に関係なく完全版IFRSを適用しなければならないと明確にご説明されました。

Pacter はい。

関川 IFRS for SMEsの第1.5項を見ると、当該法域の法律又は規制により、公的説明責任のある企業がIFRS for SMEsを使用することが許容又は要求されている場合であっても、その財務諸表がIFRS for SMEsに準拠していると記述してはならないとされています。

Pacter そうです。そのような企業は「準拠」していると記述してはなりません。IFRS for SMEsで、当該基準を使用してはならないと定められているにもかかわらず、使用しているのであれば、それは準拠してないこととなります。

関川 この第1.5項について、もう少し詳しく教えていただけますか？ この決定の背景はどのようなものだったのでしょうか。規模に関する数値基準や公益事業会社については、規制当局やその国の決定に委ねることになっていますが、特に上場企業、公的説明責任を有する企業を各国の決定にかかわらず、あくまでも適用対象外とした理由は何だったのでしょうか。

Pacter まず最初においておかなければならないことは、私がIASBのスタッフだったとき、小規模上場企業がIFRS for SMEsを使えるかどうかは、その国の決定に委ねるべきであるとIASBに説得を試みたことです。私は、これは公共の利益に関する決定であり、その決定は政府が行うべきだと思っています。IFRS for SMEsの策定を行っている間、私は60か国以上を回り、その考えには確信を持っていました。

例えば、エルサルバドルにも行きました。エルサルバドルには20ほどの上場企業がありますが、法律には、「GAAPに従うこと」としか書かれていません。どの基準かは定められていないのです。そのとき、「この国は、誰もIFRSについて知らないが、230頁だったら対応できる」といわれたのです。同じ意見を多くの場所で耳にしました。また、トリニダード・トバゴでは、従業員が100名以上の上場企業は2つしかありません。電話会社と電力会社です。

さらに、COSRA (Council of the Securities Regulators of the Americas) の年次総会に3年連続で行きました。COSRAは、米国SECとその他35の証券規制当局で構成されます。証券規制当局がなぜ私を年次総会に招いたのでしょか？ それは、小規模上場企業がIFRS for SMEsを使えるかどうかは各国に決定させてほしいと伝えるためです。エクアドル、ボリビア、トリニダード・トバゴ、エルサルバドル、ニカラグア、グアテマラの規制当局は皆、小規模上場企業では完全版IFRSに対応できないといいました。それらの国の上場企業は、本当に小規模な企業です。IFRS for SMEsを使って、それ



をきちんと適用した方が、完全版IFRSをきちんと適用できないよりも良い報告ができるというのです。しかし、IASBは同意しませんでした。企業は上場することで、規模にかかわらず、財務報告の公的な責任を負うとIASBは考えたのです。

**関川** 禁止されているのは、IFRS for SMEsの名前を出すことですよね。例えば、Xという国がIFRS for SMEsを国の基準として採用し、その国の基準に準拠していると記載することは許されるのでしょうか。

**Pacter** 結論の根拠では、それが許されると説明しています。IASBは、そうした国にとってそれが良い方法だと考えています。小規模上場企業にとって完全版IFRSを適用することが難しい場合、IFRS for SMEsをその国の基準として採用し、例えば、それをエルサルバドルGAAPと呼べばよいと。私は、正直なところ実際にそうした国があるかどうかは知りません。IASBは政府機関ではありませんから、世界中のどの企業にも私たちの基準に従わなければならないという権限はありません。そして、世界中のどの企業にもIFRS for SMEsを使ってはならないという権限もありません。例えば、上場企業がIFRS for SMEsを使ったとしても、それに対して何ができるでしょう？ 訴えればよいのでしょうか？ そうではありません。第1.5項は、私たちがいえるぎりぎりのことです。私たちがこれらの企業に対していっているのは、自国において小規模上場企業に対してIFRS for SMEsを使うように要求する場合でも、財務諸表の利用者に対して財務諸表がIFRS for SMEsに準拠していると伝えるべきではないということ

です。IFRS for SMEsをその国の会計基準と呼ぶように求めているのです。それは妥協案です。IFRS for SMEsを使っても良いが、それをIFRS for SMEsと呼ばないことが決定されたということです。IASBは、すべての公開企業は、規模にかかわらず、完全版IFRSを使用しなければならないと結論付けたからです。

## VII IFRS for SMEsの将来

**竹村** これを最後の質問としたと思います。IFRS for SMEsの将来像について教えていただけますか？ 10年後、20年後にIFRS for SMEsはどうなっていると思われますか？



IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター 竹村光広氏

**Pacter** 現在、最初の包括的レビューを行っています、その結果変更される部分は非常に少ないと思います。いくつか軽微な変更が行われます。2009年に基準が公表されてから既に4年が経過しています。今回のレビューによる変更が適用開始されるのは2015年ですので、6年間同じ基準が適用されることとなります。今回の変更は軽微なものです。これまでIASBは3年ごとにレビューを行うとしていましたが、今は5年ごとに変更しています。そうすると

最低10年間は実質的には同じ基準が適用されることとなります。私は、IFRS for SMEsが将来、大きく変更されることはないと思います。正確な数は分かりませんが、何百万もの企業が既にIFRS for SMEsを使用しています。そして、これからもさらに採用が進むと思います。現在、IFRS for SMEsのアドプションを行っている国の多くでは、IFRS for SMEsの適用は選択肢の1つです。ある国での選択肢は、完全版IFRSとIFRS for SMEsのどちらかを適用することであり、他の国ではIFRS for SMEsと自国基準のどちらかを適用することです。

**竹村** IFRS for SMEsが完全版IFRSに取って代わろうというような野心（笑）はありますか？

**Pacter** 実は、IFRS for SMEsを中心に据えて、それに、一部の上場企業向けのモジュールを付け加える感じで、IFRS for SMEsを、大規模な企業を含むすべての企業に適用しようという案があったのです。例えば銀行に関しては、IFRS for SMEsに金融商品に関する200頁の基準を追加する、保険会社については保険会社固有の論点、料金規制事業、農業にもそれぞれに固有の追加基準を設けるというものです。

**小見山** 考え方としては、「最初に小規模企業を考える」(Think Small First) というものですね。

**Pacter** そのとおりです。しかし、私が生きている間にはこれは実現しないと思います。世界はSMEで成り立っています。経済、仕事、成長、雇用の何割かはSMEが支えています。ですから、IASBがSME向けの独立した基準を策定したことを誇りに思います。IASB自身は、そういうふ

うない方はしていませんが、実際には「最初に小規模企業を考える」を実践し始めたといつてよいと思います。

竹村 本日は、お集まりいただきありがとうございます。特にPacterさんには、多忙な東京滞在日程の中、お時間を割いていただき、本当にありがとうございました。この座談会が日本の読者の方々のIFRS for SMEsの理解に大きく役立つのではないかと思います。

〈注〉

- i IASB, Discussion Paper "Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities", June 2004. (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/history/Documents/DPonSMEs.pdf> 参照)
- ii 世界銀行ウェブサイト [http://www.worldbank.org/ifa/rosc\\_aa.html](http://www.worldbank.org/ifa/rosc_aa.html)参照。
- iii 例えば、エクアドル、タンザニアはIFRS for SMEsの使用に数値基準を用いている (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Pages/Jurisdiction-profiles.aspx>参照)。
- iv IFRS for SMEsでは、関連会社投資の会計処理として、①原価モデル②持分法③公正価値モデルの選択肢があるとされている (14.4項)。
- v IASB公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正」(IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Instruments-A-Replacement-of-IAS-39-Fina>

- ncial-Instruments-Recognition/Limited-modifications-to-IFRS-9/Exposure-Draft-and-comment-letters-November-2012/Pages/ED-and-CL-November2012.aspx)を参照。
- vi IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/Pages/Training-Modules.aspx>参照。
- vii Financial Reporting Council (FRC), "Financial Reporting Standard for Smaller Entities (Effective April 2008)", June 2008. (FRCウェブサイト [http://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/ASB/FRSSE-\(effective-April-2008\)-\(issued-June-2008\).aspx](http://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/ASB/FRSSE-(effective-April-2008)-(issued-June-2008).aspx)参照)
- viii FRSSEの適用対象は小規模企業・小規模グループとされ、①売上650万ポンド、②貸借対照表合計326万ポンド、③平均従業員数(50人)の3規準のうち、2つ以上を超過しない場合、小規模企業に該当するとされる (FRSSE第8項及び付録1参照)。
- ix FRS第102号は、IFRS for SMEsに基づいているが、重大な修正を行っているとされている (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Documents/Jurisdiction-profiles/United-Kingdom-IFRS-Profile.pdf>参照)。
- x Financial Reporting Council (FRC), FRS102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland", March 2013. (FRCウェブサイト <http://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/Accounting-and-Reporting-Policy/FRS-102-The-Financial-Reporting-Standard-applicable>

- px参照)
- xi 公表する連結財務諸表を作成する親会社のグループ企業 (適格企業) は、個別財務諸表にFRS第101号を適用することができ、例えば、金融機関以外の適格企業にはIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」等の開示免除が認められている (FRC, FRS101 "Reduced Disclosure Framework: Disclosure exemptions from EU-adopted IFRS for qualifying entities", November 2012. FRCウェブサイト <http://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/Accounting-and-Reporting-Policy/FRS-101-Reduced-Disclosure-Framework.aspx>参照)。
- xii Official Journal of the European Union, Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:182:0019:0076:EN:PDF>
- xiii European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG), Comparability Analysis: IFRS for SMEs and the EU Accounting Directives. (EFRAGウェブサイト <http://www.efrag.org/Front/n1-548/News-Detail.aspx>参照)

教材コード	J 0 2 0 6 8 7
研修コード	2 1 0 3
履修単位	1単位